次 課 担 所 長 長 当 長 - ↓契約日から7日以内 間伐公売の場合は14日以内 業 務 打 廿 **山**買受人 発 議 者 □ 売渡人 発議年月日 令和 日 □ 指示 □ 協議 □ 通知 □ 承諾 中提出 □ 報告 □ 申出 □ 請求 発議事項 □ 質問 □ 回答 □ その他(記入番号 ←契約書を確認して記載 内 容 立木販売 売買物件の所在 ←契約書を確認して記載 買受人 (内 容) 事業計画書等の提出について 売買契約書特約事項第1条第2項の定めにより、事業計画書等を提出します。 添付図 葉、その他添付図書 上記について □ 指示・□ 承諾・□ 協議・□ 通知・□ 受理・□ 請求・□ 質問・ 売 処 □ 回答・□ その他() します。 渡 人 理 担当者 □ 了解・□ 申出・□ 協議・□ 通知・□ 受理・□ 提出・□ 報告・ 上記について 口 □ 請求・□ 質問・□ 回答・□ その他() します。 受 人 印 令和 年 月 日

(立販様式6)

事業計画書

↓契約日から7日以内 間伐公売の場合は14日以内

提出日: 令和 年 月 日

○○ 林務環境事務所長 殿

| 買受 | を人の |)所存 | E地: | |
|----------|-----|-----|-----|--|
| <u>名</u> | | | 称: | |
| 代 | 表 | 者 | 名: | |
| 電 | | | 話: | |

| | 区 分 | 内 → 公売の場合、「一般競争」、システム販売の場合、「 | 随契」にC | |
|---------|------------------------|---|-------|--|
| 場 | 契 約 方 法 | ・一般競争 ・指名競争 ・随契 契約年月日: | | |
| 場所及び数量等 | 契 約 場 所 | · 県有林第 林班 小班 | | |
| 数量 | 契 約 数 量 | ・面積: ha ・樹種: ・材積: m ³ | | |
| 等 | 伐 採 方 法 | ・皆伐 ・間伐 ・その他(| | |
| | 作業の形態 | ・直営・下請・その他() | | |
| | 作業期間 | ・(至) | | |
| | 搬出方法 | ・架線系・車両系・その他() | | |
| | 作業責任者の氏名等 | ・氏名: tel: | | |
| 伐 | 従事作業員の内訳 | ・作業員数: 名(常雇: 名 臨時: 名) | | |
| 採 搬 | | ・住所: | | |
| 出 計 | 下請等の場合の相手 | · 名称: | | |
| 画 | 方の住所・名称・代 表者・電話番号・従 | ・代表者: | | |
| | 事作業員の内訳 | • 電話: | | |
| | | ・作業員数: 名(常雇: 名 臨時: 名) | | |
| | 路網計画・土場敷等 | ・ ※別添図面のとおり | | |
| | 林地残材の処理方法 | ・搬出・集積・分散存置・その他(| | |
| 竪 | 消 防 署 | ・ 消防署 tel: | | |
| 急連 | 労働基準監督署 | ・ 労基署 tel: | | |
| 緊急連絡体制 | 警 察 署 | ・ 警察署 tel: | | |
| 制 | 林務環境事務所 | · 林務環境事務所 tel: | | |

- ※緊急時の連絡場所・方法については、作業現場の携帯電話通話可否等の状況に応じてあらかじめ定め、現場作業員及び会社事務所職員全員に周知しておくこと。
- ※万が一事故が生じた場合は、直ちに報告すること。

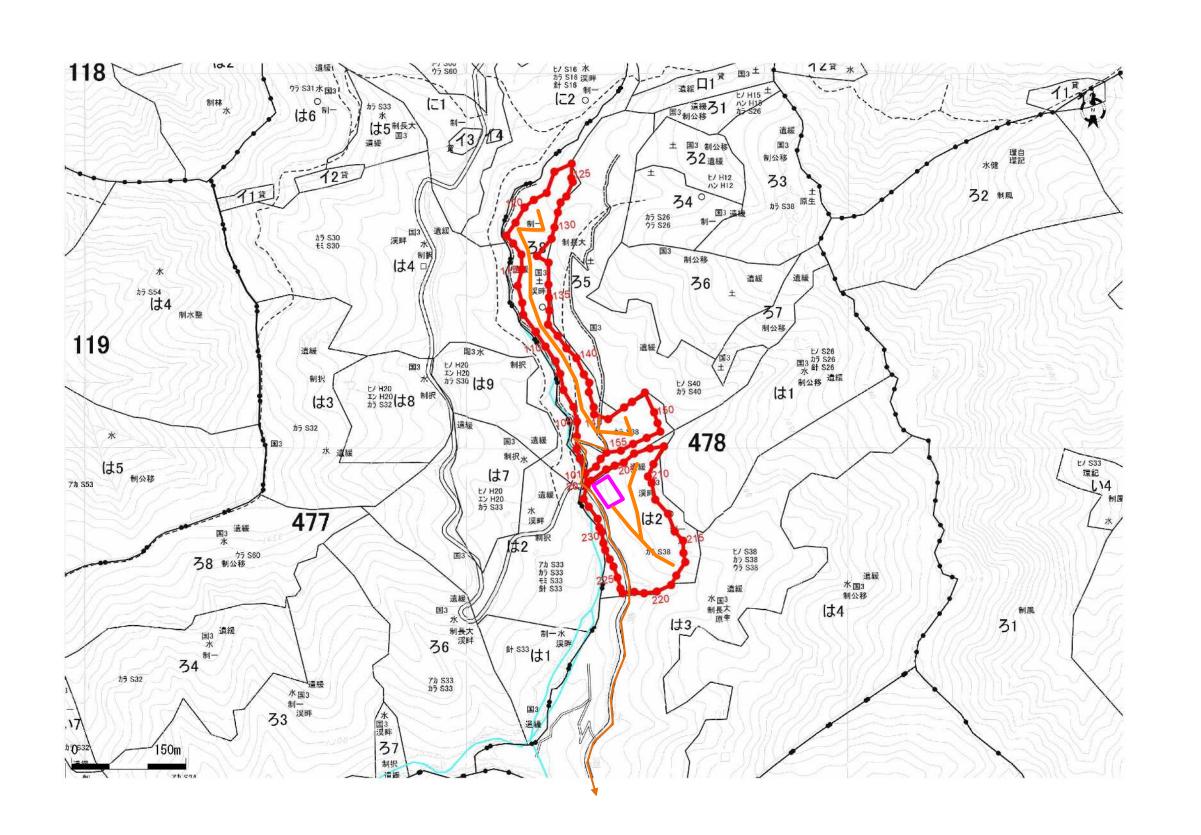
【添付書類】1. 路網計画・土場等を明示した図面 2. 伐採及び搬出に係るチェックリスト

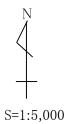
令和〇年度 主産物収穫予定箇所実測図兼基本図挿入図

※公売公告等で示された図面を使用し、路網計画と土場を明示してください。 なお、引き渡しなどの際に現地確認し、計画の修正をお願いする場合があります。

事業計画書添付書類「路網計画・土場等を明示した図面」の作成例

南都留郡富士河口湖町 河口 字八丁金ヶ窪 2736 県有林第478林班ろ8,は2小班 富士・東部事業区 実測面積 周囲測量 3.22 ha





例

凡

調査区域

運搬経路

集材路

土場

既往処分箇所 既往造林箇所

↓契約日から7日以内 間伐公売の場合は14日以内

伐採及び搬出に係るチェックリスト

| 年 | 月 | 目 |
|---|---|---|
| | | |

| 立木販売買受者: | |
|-----------|--|
| 売買物件の所在地・ | |

内容確認の上、すべてにチェックをつけてください↓

| いる。一般には、シー・シー・ファミングという。 | |
|---------------------------------------|----|
| チェック項目 | 確認 |
| (1)伐採の方法及び区域の確認 | |
| ①伐採する区域の事前確認を行う。 | |
| ②林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。 | |
| ③林務環境事務所が示す保護樹帯や保残木を保全する。 | |
| (2) 林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設 | |
| ①集材路・土場の作設によって土砂の流出・林地の崩壊が発生しないよう、集材方 | |
| 法や使用機械を選定(特約事項等で特定される場合を除く。)し、集材路・ 土場 | |
| の配置を必要最小限にする。 | |
| ②地形等の条件に応じて、車両系作業システムと架線系作業システムを適切に組み | |
| 合わせる。急傾斜地など集材路等により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場 | |
| 合等は、架線系作業システムとする。 | |
| ③土場の作設では、法面を丸太組みで支えるなどの崩壊防止対策等を講じる。 | |
| ④集材路・土場の作設開始後も土質、水系等に注意し、林地の保全に配慮する。 | |
| ⑤集材路の線形は、極力等高線に合わせる。 | |
| ⑥ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 | |
| ⑦集材路・土場は渓流から距離をおいて配置する。 | |
| ⑧伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作 | |
| 設する場合は、土砂が渓流に流出しない工夫をする。 | |
| ⑨集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。また、急傾斜地の0 | |
| 次谷や破砕帯等を通過する場合は、通過する区間を極力短くし、排水処理等を適 | |
| 切に実施する。 | |
| ⑩伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することと | |
| し、隣接地の森林所有者等と調整を行う。 | |
| (3)周辺環境への配慮 | |
| ①集材路・土場は、人家、道路、鉄道等の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲 | |
| にない箇所とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避ける。 | |
| ②やむを得ず作設する場合は、保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。 | |

| (4)生物多様性と景観への配慮 | |
|--|--|
| ①希少な野生生物の生育等を確認した場合は、林務環境事務所と協議のうえ、線形 | |
| 及び作業時期の変更等を実施する。 | |
| ②集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路・土場の配置とする。 | |
| (5)路面の保護と排水の処理 | |
| ①路面の横断勾配を水平に、縦断勾配をできるだけ緩やかにし、波形勾配によりこ | |
| まめな分散排水を行う。なお、困難な場合等は、状況に適した横断溝等を設置す | |
| る。 | |
| ②横断溝等は、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。 | |
| ③安全に排水できる箇所をあらかじめ決め、素掘り側溝等により導水する。 | |
| ④渓流横断箇所は可能な限り原状復旧する。 | |
| ⑤洗い越し施工では、横断箇所で路面より低い通水面を設ける。 | |
| ⑥曲線部では上部入り口手前で排水する。 | |
| ⑦開渠等は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。 | |
| ⑧横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩等の水たたきを設置す | |
| る。 | |
| ⑨水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側を低くする排水方法とする場合 | |
| は、盛土のり面の保護措置をとる。 | |
| ⑩カーブの谷側を低くすることは避ける。 | |
| (6)切土·盛土 | |
| ①集材路の幅及び土場の広さは必要最小限にする。 | |
| ②切土又は盛土の量を調整するなど、原則として残土処理が発生しないようにす | |
| る。 | |
| ③残土が発生した場合は、盛土規制法等に則して適切に処理する。 | |
| ④切土高1.5m程度以内を目安(ヘアピン区間を除く。)とし、高い切土が連続しないようにする。 | |
| ⑤切土のり面勾配は地形等の条件に応じて調整する(土砂の場合は6分、岩石の場 | |
| 会は3分が標準の目安)。 | |
| ⑤盛土は地形、幅員、林業機械の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよ | |
| う適切に行う。 | |
| ⑥盛土のり面勾配は概ね1割2分、やむを得ず盛土高が2mを超える場合は1割2 | |
| 分より緩くすることを目安とする。 | |
| ⑦地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを | |
| 得ず盛土する場合には、横断溝等を設置する。 | |
| (7)作業実行上の配慮 | |
| ①集材路・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する | |
| 等の措置を講じる。 | |
| ②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合 | |
| | |

| 設等により、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 | |
|-------------------------------|----|
| 、道路等の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止 | 3 |
| を払い、必要な対策を実施する。 | |
| 整理 | (8 |
| 場に残す場合は、伐採後の植栽等を想定して枝条等を整理する。 | (1 |
| の枝条敷設等の場合は、置く場所を分散し、杭を打つなどの対策 | 2 |
| | |
| している区域では、枝条等がその妨げにならないようにする。 | 3 |
| に渓流に流れ出たりしないよう渓流沿い等に積み上げない。ま | 4 |
| 出たり山地崩壊を誘発することがないように適切な場所に整理す | |
| | |
| 、横断溝等の排水処置を行う。 | (5 |
| 用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。 | 6 |
| 上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況について、林務 | (7 |
| 手直し等の指示があった場合は、必要な措置を講じる。 | |